

## 第4回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日 時 平成28年(2016年)3月23日(水) 15:00~17:20
- 2 場 所 県庁新館4階 教育委員会室
- 3 出席者 甲津委員長、梁川委員、柴原委員、富永委員、住本委員  
教育委員会：水上教育次長、川上教育次長、事務局(学校教育課)
- 4 会議概要

### ■会議の進行

- 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第7条第2項の規定により、委員長が進行することになっていたが、都合により会議当初は副委員長が委員長代行として進行し、途中から委員長と交代

### ■会議の成立確認

- 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第7条第3項の規定により、委員の半数以上の出席により成立(会議当初委員4名出席により成立。途中で5名全員出席)

### ■会議の公開・非公開

- 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領第5条第1項の規定により原則公開としているが、議題4の教育委員会への最終答申案の審議のみ非公開

### ■議題

#### ○議題(1) 中間答申に係る滋賀県の取組について

(委員長代行)

それでは議題(1)「中間答申に係る滋賀県の取組」について審議します。1ページ資料1を御覧ください。これは、教育委員会からの諮問に基づいて、平成27年3月27日に教育委員会に提出しました中間答申でございます。中間答申に基づいた滋賀県の取組状況等について確認し、効果のないいじめ対策への提言・最終答申につなげたいと考えています。

まずは、事務局より調査結果について説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「中間答申に係る滋賀県の取組」について御説明をさせていただきたいと思えます。5ページをお開けください。5ページ資料2の「平成27年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の中間答申に基づく取組状況」を御覧ください。まず、(1)諮問事項1「いじめの防止等の対策の実施状況およびその効果や課題等を踏まえて必要となる対策について」に関する答申に対する取組について説明させていただきます。①答申1「教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合うに十分な時間を確保できるよう、校務の効率化や削減に向けた計画的な取組を進めるとともに、教員のメンタルヘルスケアにも留意されたい。」に対してどのような取組を行ってきたのかということについてです。

まず、校務の効率化や削減に向けた取組として、例えば、昨年まで夏季休業中に生徒

指導と教育相談の担当者を集めてそれぞれ1日ずつ連絡協議会、いわゆる研修会を開いていましたが、今年度はその2つの会議を合わせて半日開催にするなど教育委員会主催の会議や調査を精選してまいりました。また、教育委員会事務局員による学校訪問の回数削減を行うなど精選を行うとともに、教員のストレスチェックを行うなどメンタルヘルスの取組を推進して、教職員の負担軽減、ケアを図ってまいりました。

次に②答申2「県内全小・中・高校において、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーが十分に活用されるような体制を早期に確立されたい。」に対してどのような取組を行ってきたか、説明をいたします。スクールカウンセラーについては、従来すべての公立中学校、高等学校に配置し、小学校については中学校から派遣してまいりましたが、今年度より小学校15校にスクールカウンセラーを配置して重点的に学校の支援を行い、来年度は20校に増やして充実を図っていきます。また、スクールソーシャルワーカーについても、昨年度11市町に配置してまいりましたが、今年度は19市町に配置もしくは派遣し、来年度はさらに配置時間を増やして、より多くの学校の支援を図っていきます。このようにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置・派遣を拡充するとともに、効果的な活用が図られるよう、担当教員の連絡協議会、いわゆる研修会、教育委員会事務局員の学校訪問、リーフレットによる啓発等を行ってまいりました。今後も引き続き充実していきたいと考えております。

続きまして③答申3でございます。次のページを御覧ください。読ませていただきます。「いじめ対策委員会が組織として機能し、また、学校と地域や警察、司法、福祉、医療等の関係機関との連携が実質的なものとなるよう、各学校を支援されたい。」という答申に対する取組としましては、教育委員会事務局員が学校訪問を行って指導・研修を行ったり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士等の外部専門家を活用したりして支援が進むように随時学校に啓発してまいりました。また、こうした専門家による支援によって、答申1の「先生方の多忙感の解消」につながっているものと考えております。

続きまして④答申4でございます。読ませていただきます。「貴教育委員会が示した基本方針やいじめ対策が、学校現場において現にどのように受け止められ、指導や支援がなされているのかにつき、十分に注意を払い、適宜、適切な指導・助言をなされたい。」これに対する取組についても、先程も申し上げましたように教育委員会事務局員が学校訪問を行って指導・研修を行ったり、管理職や生徒指導主事等が集まる会議において啓発を行ったりして進めてまいりました。

最後に諮問事項2「いじめの認知事案等をもとにしたいじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等の分析を踏まえて必要となる対策について」に関する答申1「教員のいじめ対応ないし調査能力の向上や外部専門家や関係機関との人的交流等を目的としたいじめ事例検討会を開催し、これへの教員の参加を促されたい。」に対する取組について説明します。今年度は生徒指導指導力向上研修を新たに開催してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した事例検討会を行ったり、あるいはその他の経験者研修等の研修会でも事例検討会をより多く取り入れたりして取組を進めてまいりました。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

(委員長代行)

ただいま事務局から説明がありましたとおり、答申1に対する取組と進捗状況、ゆとりある学校の先生の業務の効率化・削減の取組やメンタルヘルスケアの取組、答申2では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した研修等で取り組んでいるということでもございました。答申3につきましては、機関連携ということが挙がっておりますが、これに対しましては、研修会や会議等の取組をしていただいたという

ことでございます。答申4につきましては、管理職あるいは生徒指導担当者の会議等で十分にいじめ対策の基本方針、いじめ対策の取組への指導をしていただいているということでした。それから、諮問事項2に関する答申1につきましては、教員の対応、調査能力、人的な交流というところで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した研修会、経験者による事例検討会というもので対応しているというような御報告であったと思います。ただ今の説明につきまして、委員の皆様から何か御意見、御質問ありませんでしょうか。

細かいことを聞いてもよろしいですか。事例検討会のようなスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた研修は、どの程度実績として、数字的に今まで取組まれているのでしょうか。

(事務局)

生徒指導指導力向上研修につきましては、今年度から教員の力量アップということで、各市町および県立学校の推薦や希望の方42名に参加していただいております。毎回テーマごとに分けて、臨床心理士や社会福祉士などの専門家を入れて事例検討をさせていただいております。毎回アンケートをとっていますが、とりわけ事例検討が良かったという感想をいただいております。スクールソーシャルワーカーの研修会は年間3回行っております。スクールソーシャルワーカーは人材不足であり、ようやく全市町に配置できたという状況です。スクールソーシャルワーカーを活用した希望者研修は以前から行っていましたが、今年度3回やらせていただいて、のべ370人程度と400人近い方が希望者で来ていただいているということで、効果があがっていると思っております。リーフレットにあるように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを使って必ず各学校でケース会議を行い、ケース会議の中で教員の力量をあげるということも随分進んでおり、十分な配置ではないかもしれませんが、より効果的な形で現在進めている状況でございます。

(委員長代行)

かなり心身の不調で長期にお休みになっている先生方も多いと聞いております。メンタルヘルスケアはすぐに進むようなものではありませんが、特にこういったところで進んだのではないかとこの事柄がありましたら、御発表いただけたらと思うのですか。

(事務局)

本課の担当ではなく、私が把握している範囲ですので申し訳ないのですが、OJTを含めて校内での組織が一定進んでいるのが1点目です。2点目は、県立学校における休職者については大きく変動はないのですが、支援システム、多く休んでいる方の相談を積極的に受ける体制を作っていくという形で、進めさせていただいている状況でございます。

(委員長代行)

もう1点聞いてもよろしいでしょうか。校務の効率化や削減はなかなか難しいとは思いますが、これだけはこのところについて、先程報告していただいた会議を一本化してなるべく回数を減らす以外はあまりないという状況ですか。

(事務局)

教育委員会が出すものも仕事の負荷になっていますので、調査についても極力少なくしたり、項目を少なくしたりしています。また、学校訪問を少なくすることで、書類を

準備してもらうなどの御負担を減らすことができるのではないかと考えております。各学校では、いろいろな組織が出来上がっていますが、競合するものもあるので、精査して校務分掌の精選化に取り組んでいただいていると思っております。

(委員長代行)

急に大きく前進するというものではありませんが、少しずつ積み上げて、学校の先生方のいじめに対する取組への環境改善について、できる限り徐々にレベルアップしていただきたいと思います。他に何かありますか。

(委員)

教員のメンタルヘルスケアですが、1つ目は初任者研修でメンタルヘルスについての研修があると思うのですが、その研修が今十分にされているのか。事務局の先生方がこの行程で十分であろうと判断されているのか、それとももっと充実させる必要があると考えておられるのか。もう1つは、教職員のストレスチェックについて、案内のところで高ストレス者の相談勧奨のところを強調されると、高い得点になるとチェックに引っかかって精神の精密検査を勧奨されるということで、「問題なし」に付けられるのではないかという気がしております。

去年の12月からストレスチェックが始まっていますが、3点ポイントがあったと思うのです。1点目は教員のセルフケアのためにというのが、ポイントだと思います。つまり、ストレスチェックをすることで、どのような状態であるかということ自分で自覚して、知ることができる。これがストレスチェックを実施する一番大きな理由であったのではないかと思います。2番目に重要なポイントは、多くのデータが集まってくるので、そのデータを解析して職場環境の改善をするところにあったと思います。3点目は、高ストレス者は、企業と教員でパーセントが違うと思いますが、策定ではだいたい全体の10%程度を抽出するものだと聞いています。その中で、勧奨を受けて実際に来られる方はさらにその1割という程度で、勧奨の方にカウンセリングを受けていただくのは数としては実際少ないという感じがします。ここの部分はあまり強調しない方が良いと思います。今日はここの部分だけ書かれていたので、突然これを見せられると、チェックされるという理解をされると思います。

(事務局)

いじめのアンケートと同じようなところがありまして、我々がどのように相談しやすい状況を啓発する中で作っていくのか。先程の法定研修を含めたものについては、前段階においてはセルフケアを含めて知識理解させることが重要だと思うのですが、しくみを作ると同時にいかにそれを運用できるか、管理職と先生方の連携がいかにできるかが実際に動く際に必要だと思いますので、管理職研修についても、日頃から相談しやすい環境づくり等を含めた形の研修をさせていただいております。十分かどうかは分かりませんが、知識理解という部分と実際に具体的に動くところを併せもって我々も今後啓発していきたいと思っております。

(委員)

質問は1つで、2つ目は意見でございます。

(委員長代行)

ストレスチェックにしてもなかなか効果的な運用というのは難しいと思いますけれども、管理職研修や初任者研修においても努力して、しっかりと取組を進めていくとい

うお答えでしたので、よろしいでしょうか。

他に御意見、御質問はないでしょうか。よろしいでしょうか。

## ○議題（２）平成 27 年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組について

（委員長代行）

次の議題に移りたいと思います。議題（２）ということで、7 ページ資料 3 の「平成 27 年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組と平成 28 年度への継続審議事項」を御覧いただきたいと思います。

本調査委員会では資料にあるような内容で審議を行ってまいりました。本年度は本日の会議を入れて、4 回になります。主な審議内容としましては、「調査委員会や学校におけるいじめの事実確認・調査の在り方」、2 つ目は「いじめに係るアンケート調査の在り方」、3 つ目は「いじめ問題に係る学校と関係機関との連携の在り方」、4 つ目は「いじめ問題の取組に係る評価・点検・見直しの在り方」であり、いろいろと審議・意見交換をさせていただきました。また、第 2 回調査委員会の後に、実際に県立高等学校を訪問させていただいて、現場におけるいじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組や対応事例についての説明を受け、成果と課題についても先生方の声を聴いて、実態に即したいじめ対策の在り方について検討・提言をしてきました。今年度の本調査委員会からの提言に基づいて滋賀県ではどのような対応をされた、もしくは今後されるのか、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

資料の 8 ページを御覧いただきたいと思います。8 ページ資料 4 の「平成 27 年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の提言に基づく対応」を御覧ください。今年度いじめ問題調査委員会で御審議・御提言いただきましたことについて、今後どのように対応していくかについて説明させていただきます。

まず、「1 いじめに係るアンケートについて」ですが、調査委員会が出された提言をもとに、児童生徒にとってより意味のあるアンケートになるよう大事な視点について学校に啓発していき、さらに、来年度も引き続きより良いアンケートの在り方について検討していきたいと考えております。8 ページから 9 ページにかけてまとめておりますが、11・12 ページを御覧いただきたいと思います。これは、8 ページから 9 ページにかけての内容を分かりやすくまとめたものです。できましたら来年度の「ストップいじめアクションプラン」（教育委員会が作成しているいじめ対策のマニュアルのようなもの）に盛り込む予定をしておりますので、後ほど御意見をいただきたいと考えております。

9 ページを御覧いただきたいと思います。9 ページ「2 いじめの事実確認・調査の在り方（調査マニュアル）について」でございます。調査委員会が出された提言をもとに、「ストップいじめアクションプラン」に「いじめ調査マニュアル」を加えた形で改訂し、学校に提示して活用してもらいたいと考えております。具体的には 13 ページをご覧ください。これは、いじめ事案が起こった時に学校で調査・対応する際の手順や留意事項を分かりやすくまとめ、事実確認と支援が的確に行えるように示したものでございます。調査委員会の御提言にもありましたように、生徒や保護者が安心できるよう、調査の枠組みや調査システムをあらかじめ公表して伝え、意図を理解してもらったうえで調査ができるような状況をつくる必要があると考えております。また、調査マニュアルを作成することで、緊急事態が起こった時に教員が対応の手順や調査をする際の留意点を確認でき、教員によって質問項目が違ったりして混乱を招くことが少なくなり、事実確認がよりの確にで

きるといったねらいから作成したものです。これを「ストップいじめアクションプラン」に盛り込み、啓発していきたいと考えておりますので、これにつきましても、後ほど御意見をいただきたいと存じます。

続きまして9ページに戻っていただきたいと思います。9ページ下の「3 学校と関係機関との連携について」ですが、調査委員会が出された提言をもとに、小学校低学年の早い段階から学校と関係機関の連携、校種間の連携が進むよう発達段階に応じた連携の方策について学校に啓発していますし、今後も継続的に検討・啓発をしていきたいと考えております。特に警察との連携について、今後もより良い連携の方法について検討していきたいと考えております。次年度は連携のより良い在り方についてマニュアル、ひな形のようなものを作成できればというように考えております。

次に10ページを御覧ください。10ページ「4 いじめ問題の取組に係る評価・点検・見直しの在り方について」でございますが、調査委員会が出された提言をもとに、学校のいじめ問題に対する取組に対して適切に評価・点検・見直しを図るよう学校に啓発するとともに、統一した評価基準の策定や第三者による評価の在り方についても今後検討していきたいと考えております。

最後に10ページ「5 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の調査(重大事態に係る調査)の方法について」ですが、既に本年度第2回いじめ問題調査委員会の時に確認をいただいておりますが、25ページを御覧いただきたいと思います。25ページ資料7「重大事態に係る調査実施要領」でございます。初期調査のガイドライン、調査(審議)の流れ、報告書の記載内容(どのようなものを記載するか)、聞き取り調査の対象(調査対象は何か)、あるいは報告のタイミング等について確認していただいたものになっております。大きな流れとしては、このような要領に沿った形で重大事態等の調査を調査委員会で進めていただくということでございます。以上確認をさせていただきました。

※進行が委員長代行から委員長に交代

(委員長)

ただいまの事務局からの報告につきまして、御質問・御意見等がございましたら、いかがでしょうか。

(委員)

10ページ目の上の段です。幸いにも重大ないじめ事件の発生はないように聞いておりますので、緊急にということはまだ大丈夫なのかとは思いますが、警察の関係者との定期的な話合いの場というのは、実際どのように、どのような場で、どのような頻度で顔の見える関係を作っていこうとされているのか。そのあたりのことについて、何か具体的に考えておられることがあれば御説明していただきたい。

(事務局)

県庁におきましてはスパック会議というものがございまして、機関連携という形で情報共有し、県教委が行っている事業等について連携させていただいております。また、連絡制度がございまして、頻繁に連絡をさせていただいておりますが、とりわけ市町と所轄の警察におかれましては、昨年度全市町で連携の会議を開催していただいたという話を聞いております。

(委員長)

所轄と市町の連携の会議はどの程度の頻度で行われるのですか。

(事務局)

川崎市の事案もあったことから、昨年度全市町で連携の会議を開催していただいたという話を聞いておりますが、その後継続して行われているのかは確認できておりません。

(委員)

以前の知識では、何らかの事案が発生した時にスパック会議が開かれるということで、そういう学校や生徒が困るような問題が生じないと会が開かれない。でも、大概の学校や市町では、何か1つぐらいは問題の発生はありますので、推測ですが、年に1回ぐらいは開催されるのではないかと思います。

(事務局)

事例がありました時には、関係者会議ということで学校や関係機関主催で行っております。ただし、これにつきましては学校、校種による差があり、高校よりも中学校、中学校よりも小学校の方が関係機関との連携のハードルが高く、進んでいない状況があります。学校によって考えの違いがあるかなと思っておりますが、我々としては、警察との連携というのは健全育成、再発防止につながるので、できるだけ早く連携することが子どもの支援につながるというスタンスで、各学校や市町に伝えているところであります。

(委員長)

連携会議の中で頭に浮かぶのは、非行事案であるのですが、いじめ事案についても議題に挙がっていたのですか。

(事務局)

そこまでは確認できていません。もともと要保護児童対策地域協議会は背景に家庭の問題があるものを扱うため、いじめよりも暴力行為等の事案についての関係機関連携が主ですので、いじめの中でも暴力行為が起こった時の関係機関連携はしておりますが、いじめの事案によってはなかなかできていないところがあると思います。

(委員長)

何を目的として会議を行うのかが問題なのです。その時にただ顔合わせであったり、状況の確認を相互に行ったりするだけの場であってはもったいないという気がします。その地域の非行の問題、いじめの問題、虐待の問題についてどうやって学校と警察が連携してあたっていくのかについて、実質的な議論がなされていけばよいのにと望んでいるので、そういう会議をもっといただきたいと思います。

他に御意見・御質問があれば、いかがですか。

(委員)

今警察の話が出たのですが、学校関係やいろいろな職種の方が集まってこのように話をすることで、知識の共有ができ、温度差も解消できていると思います。しかし、このような会議に警察の方が入ってもらっていないので、警察の方がどの程度の認識で、我々とどの程度温度差があるのか、まったく分からない状態なので、その辺はどうなっているのか知りたいと思います。今お話があったように、事案があったときだけ連絡をとるのではなく、日頃からお互い勉強会をして、知識を共有することも大事なのではないかと思います。

(事務局)

高校につきましては、高校の生徒指導連絡協議会というのがあり、全体会は年3回ございまして、最初と最後には県警少年課の方に来ていただいて、いろいろなお話を聴かせていただいております。それから県全体を6ブロックに分けておりまして、それぞれ年3回、学期に1回程度高校と特別支援学校、私立の学校も含めて生徒指導担当者、管理職が出席して開催されています。その場にはどの地区も警察関係の方や少年センターの方が出席されて、情報交換を行っています。学校の情報も出しますし、警察の方から少年非行の現状などの話も聞かせていただきながら、交流をしています。その垣根、ハードルは以前よりも下がっているのではないかと感じております。

(委員)

この会議でスクールポリスの話をさせていただいたのですが、警察の方はどの程度知っておられるのか、その辺りも気になるところです。今後制度設計をしていくうえで、警察の方の協力もいると思うので、そのような知識の共有も大事であると思います。

(事務局)

連携については従来から行っておりますが、今後検討する時に警察の方に御意見をいただくとか、状況によっては、次年度警察の方との話し合いの場を設定する等々工夫して考えさせていただきたいと思います。

(委員長)

次年度県警の方に来ていただいて、意見交換する場も可能なのですか。

(事務局)

可能かどうかはお願いしてみないと分かりません。

(委員長)

相互に意見交換することはあってしかるべきかと思えます。

他にいかかでしょうか。

(委員)

調査マニュアルや重大事態に係る実施要領などを作成していただいて、かなり充実した内容のもので、事務局として大変御苦労いただいたのではないかと考えていますが、これは最終段階と考えていいのか。もう少し学校現場の意見を取り込まれるのか。というのは、調査マニュアルについては非常に細かく書かれていますので、この辺も学校現場の意見を反映された後の結果としてお示しいただいているのか、それともただけれども、学校現場の意向としてはこういう話もあるというような現場の意見が出ているのか。出ていればどのような意見なのか、お聞きしたい。

(事務局)

現状としては、改訂はするにしても、なるべく早く学校現場に出したいと思っています。まだ、現場の先生方の御意見はいただけていないのですが、今回大変勉強になったのは、事実とは何かとなった時に、委員長の話にもありましたように学校は配慮については得意なのですが、いざ事実確認しようとするとならない。把握している事実は誰からの情報であるかとか、絵や図を描きながら把握するとかいったところを勉強させていただいたので、できるだけ早い段階で、とりあえず「ストップいじめアクションプラン」で出して、



並行して御意見をいただいて、改訂していきたいと考えています。

アンケートについても、本当はひな形として出したかったのですが、できなかったというのが実情です。発達段階でも違いますし、いろいろな御意見をいただいたので、基本的な留意点をお示しし、各市町では実際にアンケートを作っておられますので、それらを集めながらより学校現場に活用できるようなものを作成していきたいと考えています。

調査マニュアルについてはこのまま出して、以後検討して修正する。アンケートについては、重要なポイントだけをお示しして、ひな形のようなものを提示できればと考えております。

(委員)

現場の意見を聞くということは、現場の認識が高まりますので、そういう意味では単に上から下へ流すということよりも研修効果が高いと思いますので、校長先生や教頭先生、生徒指導担当の先生止まりではなくて、できる限り多くの先生方の御意見を聞き取っていただければと期待しております。よろしくお願いします。

(委員長)

今のことに関連して、2つのことを正反対の立場から申し上げたい。1つは、学校現場は、弁護士や警察官が発想する調査とは違う価値観で調査をされているように感じますので、まずは調査とは何なのかということをお示ししていただきたい。他方で、私たち外にいると分からないような学校現場でのやりやすさというものがあるので、その面では学校現場の方からこのような方がやりやすいとか御意見を賜って改訂していくのがいいのかと思います。「今のところ子どもから聞くのはかわいそうだから聞くのをやめよう」など配慮の方を優先させるような状況になっているように聞いているので、それは少し話が違ってきます。それでは調査にならないので、そういうことではないのです。調査の後に、調査の影響でその子どもの状況が悪くならないように配慮することはあっても、調査は厳格なものであるので、しっかりとしていただければと思います。そういう意味で警察官に学んだり、弁護士も調査をしますので、聞いてもらったりしてもいいです。医者もこうしてあげたいという配慮のもとに診断結果を出すのではなくて、診断は診断として行い、それを踏まえてこの患者にはこうしてあげたいとか、このような伝え方がいいのかとかいうことはあるかもしれないけれど、それと事実関係を明らかにする場面とはまったく異なるという考え方を現場に根付かせていただければと考えています。

(委員)

今の続きのような話ですが、被害者が見るからに調子が悪そうだという時があるかと思いますが、その状況で教師が判断して校長、教頭と合議のうえで被害者の聴取をやめましょうということになると適切であったのかというところが出てきます。被害児童生徒と親密でストレスを与えない先生が、直接でなくとも話ができるか確認して、話ができそうだという時には聴取に入るべきだと思います。大変な状況で、「そっとしておいてほしい」という本人の訴えをもって配慮して聴取をやめようという判断になると思います。その辺りから実はマニュアルが必要になると思います。その辺りが一番大きな重要なポイントになるのかなと思います。実際に調査に入ってしまうと、このマニュアルどおりになると思うのですが、入り口に立たせるということがなかなか大変なところかという感じがします。

(委員長)

重大な事実を知っている方から聴取ができないということは、事案の解明はそれだけ難しくなるのだということをお分かりいただいて、できる範囲内で調査をしていただければ

と思います。もちろん、そのことによって被害生徒が精神的に悪くなったり、健康を害したりということがあれば、それは断念するしかないかと思います。あまりにも配慮が行き届きすぎていて、行すべき調査ができないという不安の方が学校現場の方にはあるのです。これは良い意味でも申し上げています。ただ、調査という観点からいうと、少しマイナスに働いてしまうので、そこは発想を転換していただかなくては困る部分かと思います。

(委員)

早い段階に必要な聴取を関係者からしていただいて、関係者の仕事を終了させてあげた方がよいと思います。そこで配慮をしたことで、本人からの情報が入ってこなくて、かなり後になって本人はこの件を忘れてしまいたい、過去のものにしたいと思っている時に初めて事件の聴取を始めるというのは、配慮したことにならない。最初の段階で、もちろんスクールカウンセラーや精神科医の意見・助言も聞いて聴取できるかということを判断する。ストレスがあったり、その子の傷つきの状況によって、後から行ったりすることもセットでやっていただければと思います。

(委員)

他府県も同じような形で入らせていただいています。この資料は非常に素晴らしい実効性のあるものを作っていただいておりますが、取組としてキャッチフレーズを作っておられるところが非常に実効性をあげておられます。例えば、「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」、あるいは「加害者をつくらない、被害者をつくらない、傍観者をつくらない」などがあります。こういった素晴らしい資料を作ってもらっていますので、それらをトータルした形のキャッチフレーズがあれば、より現場にも浸透しやすいのではないかと思います。

(委員長)

「ストップいじめアクションプラン」にキャッチフレーズをつければいいのではないですか。

(事務局)

今回これでも内容を精査したのですが、見ていただいてすぐに学校で全部読めるかというところもごさいます。いろいろな会議を通じて、県教委から重要なポイントを的確に伝えていきたい。何らかの形で専門家の方からも調査の御説明をいただければ、その考え方を広められるのではないかと思います。次年度検討していきたいと考えております。

(委員長)

他にいかかでしょうか。

(委員)

このマニュアルが学校に出た時に、自分はいじめの調査を行う時の実施責任者・担当者なのか、聴き取りの情報が集まった時の内容を精査する構成メンバーに入るのか等ほどの辺りで分かるのでしょうか。

(事務局)

各学校が法令に基づいて基本方針を作っており、そこで「いじめ対策委員会」の構成メンバーを決めておりますので、当然その中で動いていただく。ただ、事案によっては、2年生の事案ならば2年生の学年主任や担任が増えるという、固定メンバープラス事案に関

係したメンバーという形でくみは整っており、当然管理職が中心となって学年、生徒指導が動くという形になっております。

(委員長)

多くの学校は校長が委員会のトップなのですか。

(事務局)

トップは校長なのですが、実際の指揮は教頭がするということはあるかとは思いますが、基本的には管理職がしっかり入らないといけない。

(委員長)

調査結果を確定する段階でいじめ対策委員会のメンバーだけで行うのか、全教員に示したうえで、この中で間違っているとか、漏らしている部分があるかどうか、聴き取りを行ったうえで確定しているのか。この辺りはいかがですか。

(事務局)

事案によると思います。いじめとして比較的トラブル程度のものであれば、いじめ対策委員会で行う場合もあるでしょうが、重大なものについては教員全体の中で対応させていただくので、事案の状況によって異なると思います。

(委員長)

重大事態やそれに近いものは学校全体で対応していきたいと思います。大きな事案であってもいじめ対策委員会のメンバーでないと何一つ知らなかったという教員の不満を聞いたことがあります。各学校によってまちまちでしょうが、どちらが有効なのかということを見ると、重大事態やそれに近いものについては、学校全体で事実・調査の確定を行って、皆さんに周知してもらおう方がいいのかと思います。

(事務局)

いじめについては、いかに被害の子どもの立場に立って支援を行うかということと、再発防止という観点がありますので、そういう意味では学校全体で情報共有して対策するという形で、県教委から継続して啓発していきたいと思います。

(委員長)

時間的にあと一つぐらいどうでしょうか。

(委員)

中長期という言葉が入りますけれども、中期と長期の違いはどのあたりでしょうか。

(事務局)

子どもが受けた影響の大きさなど事案によって、どこまで体制を組んでいくかが変わってくるのではないかと思います。いじめの再発防止のため、目を離せないという状況であれば、休み時間も廊下を見回りしたり、毎日本人に声をかけ、変わったことはないかという確認をしたりしている場合もありますし、保護者への連絡を含めて事案によって違ってくるのではないかと思います。ただ、いじめが一度あった場合には、再発や後の影響を受けているということが考えられるので、どの学校でもかなり長期にわたって関わった生徒

の様子を見ていると認識しております。16ページに短期的に行うこと、中期的に行うこと、長期的に行うことを書かせていただきました。長期的には学校全体で未然防止等を含めたものというイメージで、期間だけでなく、より広くという意味で「長期的」という言葉を使わせてもらいました。

(委員)

期間としては短期と中期について、学校に一定還元できるようにということなのですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

18ページのところで、例えばキーワード、キーセンテンスの色を変えたり、ゴジックにしたりするとか、「被害者を絶対に守りきる」というところを強調するとよいと思います。19ページ下の「関係機関や教育委員会の連携」についても、連携のポイントは重なっても「隙間を作らない」など先程のキャッチフレーズも同じですが、何か強調された文言があれば、他人事だけではなく、自分事になりやすいと思います。

(委員)

16ページの上の段、(4)③「児童生徒への指導・支援の方策について協議をし、決定していく」ということですが、協議するときどうしても対処療法的なことが目についてしまって、そういう内容に偏りがちになってくるかと思えます。そうすると、中期や長期の対応につながっていきにくいということがあります。支援の方策を協議していくには、福祉の現場ではやり方、枠組みが決められているものがあって、とりあえずここを目標にして、そのための具体的な方策があり、目標が成就すれば、より中期的な高みのある目標に移っていく。まず対処療法、とにかく虐待を防止しなければならぬということが第一番目に議論される。その時に具体的に誰が、何を、いつ、どのようにするかということを決めていく。対処療法的なところがうまくいけば、再発防止のために支援方策をどこに求めていくのか、そのために具体的に何をやるのか、どういう機関と連携していくのか、誰がするのか、いつするのか、どんな方法でするのか等を決めていくマニュアル、構造がある。そういうものを提示してあげないと、目の前の対処療法的なものにおさまって、なかなか中期的、長期的なところにはたどりつけないことが起こりはしないかという心配をしました。学校現場は不慣れだと思うので、ある程度大雑把なものでいいから、「この段階ではこういった協議内容を、こういった形で進めていくのですよ」といった進行マニュアルを示していただけたらよいのかと思いました。

(事務局)

17ページまでは、どちらかという事実の聴き取りに対する留意事項であり、18ページから対応方針の決定、いわゆるプランニングのところに入ってきてまして、そこで先程御提示させていただいた、短期・中期・長期の対応がありますので、この点を踏まえて学校に啓発させていただきたいと思っております。学校はどうしても急ぐあまり、握手して解決としてしまうことになりかねないので、しっかり先を見越して、今しなければならぬこと、さらにしなければならぬことについては、この部分も踏まえまして啓発させていただきたいと思っております。

### ○議題（３） 平成 28 年度への継続審議事項について

（委員長）

議題（３）「平成 28 年度への継続審議事項について」に移らせていただきます。再度 7 ページ資料 3 の「平成 27 年滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組と平成 28 年度への継続審議事項」を御覧ください。下の方に平成 28 年度への継続審議事項を掲げております。

1 つ目は、「いじめアンケートの内容・方法」については、小・中・高等学校など発達段階に応じたより効果的なアンケートのひな形を引き続き審議・提言していきたいと考えております。2 つ目の「発達段階に応じた関係機関との連携の在り方」についても、さらに効果的な連携の在り方（マニュアル等）を審議・提言していく必要があると感じています。3 つ目は、「いじめの取組に関する学校評価の在り方」についても、各学校においていじめの対応についてのより適切な評価・点検・見直しが行われるような方策について審議・提言していきたいと考えています。

これ以外にも次年度審議していく必要のある項目もあるかと思しますので、委員の方々からの御意見をいただきたいと思ひます。次年度継続していくべきテーマにつきまして、御意見ございましたらいただけますでしょうか。連携の在り方、アンケート、学校評価の 3 つが平成 28 年度への継続審議事項として今のところ挙げられていますが、他にもあろうかと思ひますので、御発言いただければと思ひます。

（委員）

前年度の答申を受けて、いろいろな取組をしていただいているのですが、達成度の度合いを評価して、十分に達成できているところはよいのですが、まだ達成が足りないと思うところを拾い上げてこの 3 つにさらに加えていく必要があるかと思ひます。例えば、先程議題に挙げた警察との連携をもう少し具体的に深めていくこともあるかと思ひます。

（委員長）

これは、おそらく 2 つ目の「関係機関との連携の在り方」の中に、当然警察との連携を含んでいるという理解でよろしいかと思ひます。

他に平成 28 年度、こういったことも継続した方がよいのではないかと思われるテーマはございませんか。次年度になってからまた御意見いただければと思ひますが、事務局の準備の都合もございしますので、早い目に事務局の方にお伝えいただければと思ひます。

議題 3 につきましては、このあたり閉じさせていただければと思ひます。

### 議題（４）教育委員会への最終答申について

（非公開につき議事概要から除きます）